

平成 22 年 8 月 9 日

社団法人 全国建設業協会 御中

国土交通省総合政策局建設市場整備課

「建設業電子商取引導入支援事業」の募集開始のご案内

貴協会におかれましては、平素より国土交通行政へのご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、建設産業界の業務改善による経営体質の強化に向け、経営の改善や法令遵守等を目指し、建設業界の電子商取引を行う情報ネットワーク標準「CI-NET」(Construction Industry NETwork)の普及促進を図っています。今般、国土交通省の平成 22 年度事業として、CI-NET の導入を検討している総合工事業者、専門工事業者等の工事請負会社及び建設産業団体等により構成される企業グループを対象に、CI-NET 導入のために必要な検討を行う際の支援・助言を行う、「建設業電子商取引導入支援事業」を実施することと致しました。なお、対象となる企業グループの募集については、8 月 10 日(火)より開始致します。

つきましては、貴協会におかれましても、本事業の趣旨をご理解頂き、傘下の企業における経営効率化等に向けた取り組みの一助としてご活用下さいますよう、貴協会を通じ、本事業の周知をお願い致します。

以上

※ 「建設業電子商取引導入支援事業」に係る応募手続等の詳細につきましては、別添の募集案内及び下記ホームページをご覧くださいませようお願い致します。

※ なお、昨年度国土交通省の事業として実施しておりました「電子商取引体験講習会」につきましては、本年度は財団法人建設振興基金の事業として実施される予定です。「電子商取引体験講習会」の詳細につきましては、追って財団法人建設業振興基金よりご案内する予定です。

○問い合わせ先

- ・ 電子商取引導入支援事業に関すること  
国土交通省総合政策局建設市場整備課 新宅、細見  
電話:03-5253-8111 内24-813、24-816  
URL: [http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei\\_const\\_tk2\\_000040.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const_tk2_000040.html)
- ・ 電子商取引体験講習会に関すること  
(財)建設業振興基金 建設産業情報化推進センター 帆足、山中  
電話:03-5473-4573

# 平成22年度 国土交通省 建設業電子商取引導入支援事業 ～募集のお知らせ～

厳しい経営環境におかれている建設産業の経営の効率化を図るため、意欲的にC I - N E Tの導入を検討している総合工事業者、専門工事業者等の工事請負会社及び建設産業団体等複数の企業・団体により構成される企業グループを対象とし、**導入に必要な手続き・設備、導入の費用対効果等についての検討**を行うにあたり、各企業グループに対して技術者を派遣し、**電子商取引導入のための支援・助言**を行う「建設業電子商取引導入支援事業」を実施します。

## 対象事業者

C I - N E Tの導入を検討している総合工事業者、専門工事業者等の工事請負会社及び建設産業団体等複数の企業・団体により構成される企業グループ（以下、協議会）を対象とします。協議会は必ず複数（4社以上）の建設企業等から構成される必要があります（単独の建設企業の応募は対象になりません）。



## 支援内容

- ・協議会に合った適切なC I - N E T導入方式の検討支援
- ・C I - N E T体験環境を用いたC I - N E T導入費用及び効果の検討支援
- ・C I - N E Tにおけるトータルメリットの検討支援
- ・C I - N E T導入の際の費用負担計画の策定支援
- ・その他C I - N E T等I C T導入についての課題の整理と可能性の検討

## 募集期間

**平成22年8月10日（火）～平成22年9月10日（金）**  
**※郵送にて必要書類を提出。9月10日までに必着のこと。**

## 募集詳細

募集にあたっての詳細情報や応募先は、下記ホームページをご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei\\_const\\_tk2\\_000040.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const_tk2_000040.html)



# 協議会について

協議会の構成員は、次に掲げるものとします。

## 協議会（※1）

- 総合工事業者（複数可）
- 3社以上の専門工事業者等の工事請負取引先
- △ 建設産業団体（※2）
- △ その他資材調達等の取引先

### 記号の意味

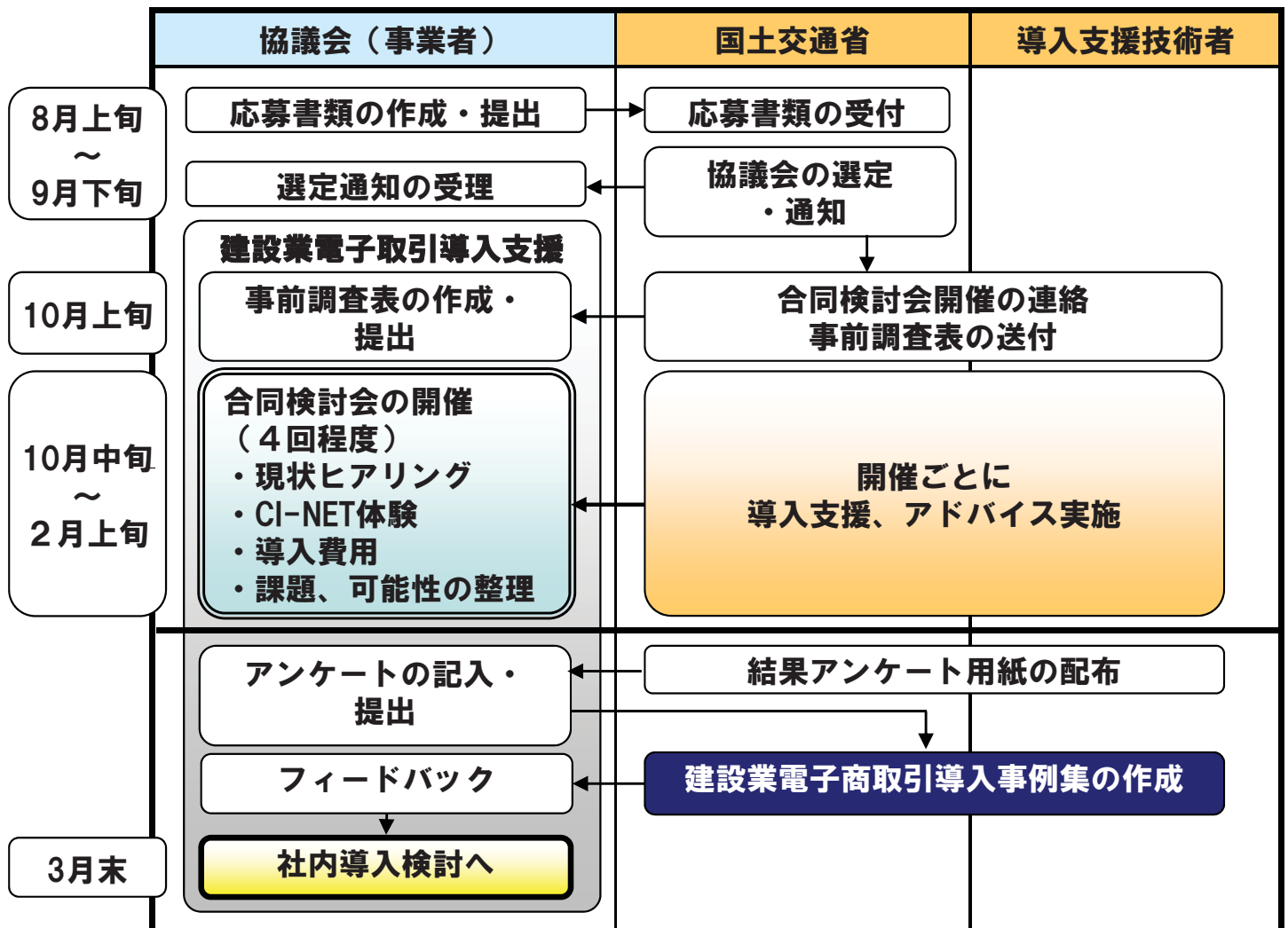
- 必須の構成員です。
- △ 任意の構成員です。

（※1）本事業は、個別の建設企業を利用することを目的としていたものではありません。したがって、必ず複数（4社以上）の建設企業等で協議会を構成し、全ての構成員から参画の同意が得られている必要があります。

（※2）ここでいう建設産業団体とは、

- ① 建設業法第27条の37の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事に対して届出を行っている団体
- ② ①の届出団体の会員としての団体又は支部組織
- ③ その他、法律に基づき設立された団体であって、主たる構成員が建設業の事業を営む者であるもの（当該団体に主たる構成員が建設業の事業を営む者である特別の組織を有するものを含む。）のいずれかに該当するもので、例えば以下のような団体を指します。
  - ・ 都道府県の建設産業団体（支部組織を含む。）
  - ・ 専門工事業者団体
  - ・ 事業協同組合（主たる組合員が建設業の事業を営む者であるものに限る。） 等

# 事業の流れ



# お問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設市場整備課  
 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎3号館  
 TEL:03-5253-8111 内線:24-816

## 「建設業電子商取引導入支援事業」の募集について

平成22年8月9日

## 1. 目的

建設投資の急速かつ大幅な減少、価格競争の激化、資材価格の高騰、不動産業の業況悪化等により建設産業は非常に厳しい状況におかれています。建設企業各社は、経営の合理化や収益力の向上により経営基盤の強化を図るとともに、取引の適正化、透明性の確保等を進め、生産性の向上に努めることが強く求められています。

国土交通省では、元請下請間での見積、注文、出来高報告、請求、支払等のやり取りを電子的に行うことにより、業務処理の効率化、コストの低減を図ることができるものであり、かつ、コンプライアンスにも寄与するものとして、建設産業界全体で推進している建設業電子商取引の標準規約であるCI-NETの普及促進を図っています。

本事業では厳しい経営環境におかれている建設産業の経営の効率化を図るため、CI-NETの導入を意欲的に検討している総合工事業者、専門工事業者等の工事請負会社及び建設産業団体等により構成される企業グループを対象として、建設業電子商取引導入検討の為に支援技術者を派遣し、導入に必要な手続き・設備、導入の費用対効果等についての検討を行うなど電子商取引導入のための支援・助言を行います。

## 2. 募集期間

平成22年8月10日(火)から平成22年9月10日(金)まで

## 3. 応募方法

国土交通省建設市場整備課あてに応募書類を郵送にて提出してください。

## 4. 応募主体

経営効率化や生産性の向上を図るためにCI-NETの導入を検討している総合工事業者、専門工事業者等の工事請負会社及び建設産業団体等により構成される企業グループ(協議会)で以下の要件を満たすもの

(1) 総合工事業者とその取引関係にある専門工事業者等の3社程度以上を含む企業・団体から構成されること(1協議会は合計4社以上で構成されること)

(2) 構成員の過半数がCI-NETを未導入であること

## 5. 事業の流れ

平成22年8月上旬～下旬	応募期間
平成22年9月上旬～中旬	選定及び通知
平成22年9月中旬～下旬	選定結果の発表
平成22年9月～平成23年2月	支援事業の実施
平成23年3月	とりまとめ

詳しくは、添付資料をご覧ください。


## 添付資料

[募集のお知らせ\(概要\)\(PDF ファイル\)](#) 

[募集要項\(PDF ファイル\)](#) 

[応募書類の作成・記載要領\(PDF ファイル\)](#) 

[様式1:申請書\(Word ファイル\)](#) 

[様式2:フェースシート\(Word ファイル\)](#) 

[様式3:事業の内容\(Word ファイル\)](#) 

## お問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設市場整備課 新宅、細見

TEL:(03)5253-8111 (内線24-813、24-816) 直通 (03)5253-8281